第３次
みのかも男女共同参画基本計画
（案）

令和２年３月

美　濃　加　茂　市

目　　次

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.1
２．これまでの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.2

第２章　計画の基本的な考え方

１．計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.4
２．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.4
３．計画推進における役割分担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.5
４．前計画からの主な変更点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.6

第３章　美濃加茂市の状況

１．人口等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.7
２．市民アンケート調査の結果と課題　・・・・・・・・・・・・・・　P.11

第４章　計画の目標と施策内容

１．計画全体の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.16
２．基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.17
３．計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.18
４．目標値一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.19
５．施策の内容について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.20

第５章　計画の推進体制

１．推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.28
２．進捗管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.28
３．市民、行政の協働　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.28

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

美濃加茂市では、「男女共同参画社会」の実現にむけて、平成１５年（２００３年）３月に「みのかも男女共同参画基本計画」、平成２２年（２０１０年）３月には「第２次みのかも男女共同参画基本計画」を策定し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、「自分らしく、人生を輝いて生きる」ための計画としてさまざまな取り組みを推進してきました。

近年では女性の就業率が増加しつつあり、管理職や指導的地位への登用、意思決定の場への女性の登用など、女性の社会進出への支援を国を挙げて進めていますが、それに伴い子育て環境の整備、介護等の支援の充実などが、より課題として挙げられるようになっています。

また、性別によって役割分担を決め付けがちな意識は根強く残っており、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の配偶者や交際相手からの暴力や、児童虐待といった問題も依然としてあります。加えて、性的少数者や性の多様性に配慮するという視点もこれまでよりもさらに必要とされるようになりました。

そこで、改めて本市の現状を見直しながら、課題と取り組みについて整理するとともに、第 6 次美濃加茂市総合計画の策定に合わせ、男女共同参画社会の実現をより効果的に推進するために、「第 3 次みのかも男女共同参画基本計画」を策定します。

「男女共同参画社会」とは
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
【男女共同参画社会基本法　第２条（平成１１年６月）】

２．これまでの流れ

世界の動き

国際連合（国連）における性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上のための取り組みは、昭和５０年（１９７５年）の「国際婦人年」をきっかけとして、世界は男女平等へ歩み始めました。

その後、平成５年（１９９３年）に女性への暴力・貧困の問題が取り上げられ、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

近年では、平成２７年（２０１５年）９月に、「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が採択され、世界を変えるための１７の目標（SDGｓ）の一つに「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と掲げられました。

これを受け、平成２８年（２０１６年）５月に、G7 伊勢志摩サミットにて、女性の能力強化が主要議題として取り上げられ、「女性の能力開花のための G7 行動指針」、「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」を立ち上げました。女性のキャリアビジョンを示しつつ、活動推進の環境整備を後押しすることにより女性活躍の機運を高めていくことを目的としています。

国の動き

昭和５０年（１９７５年）の「国際婦人年」をきっかけとした世界的な動きの中、同年「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和５２年（１９７７年）に「国内行動計画」を策定し、わが国でも男女平等への取り組みが始まりました。

平成１１年（１９９９年）には、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ううえでの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また、平成１２年（２０００年）には「男女共同参画基本計画」が策定され、さまざまな取り組みが実施されました。

平成１７年（２００５年）には、それまでの取り組みを評価・総括して、10 の重点事項がかかげられ「第２次 男女共同参画基本計画」が策定されました。

近年では、平成２７年（２０１５年）１２月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性が働きがいを持てる就業環境の整備や意識の改革を進めています。

そして、平成３０年（２０１８年）５月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治の場における女性の登用促進にも取り組んでいます。

また、令和元年（２０１９年）６月には女性活躍推進法が一部改正され、一般事業主への行動計画や女性活躍に関する情報公開の義務等の対象の拡大、公表義務項目の追加など、より女性の就業しやすい社会づくりを進めています。

岐阜県の動き

昭和６１年（１９８６年）に、「岐阜県婦人行動計画」を策定し、女性を取り巻くさまざまな課題解決のために、望ましい施策等の方向性を示し、平成６年（１９９４年）には前計画の成果を評価･検討して「女と男のはぁもにぃプラン－岐阜女性行動計画－」が策定されました。

平成２１年（２００９年）には、「第２次 岐阜県男女共同参画計画」が策定され、取り組みが着実に進められています。

また、平成３１年（２０１９年）３月に「第４次 岐阜県男女共同参画計画」が策定されました。この計画においては、あらゆる分野への女性の参画を進めること、男性の家事・育児・介護への参画を進めることなど７つの重点事項を定めています。

関連する計画として、平成２９年（２０１７年）に「清流の国ぎふ女性活躍推進計画」、平成３１年（２０１９年）には「第４次 岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、県内の市町村と協働しながら各事業を進めています。

美濃加茂市の動き

平成１０年（１９９８年）に岐阜県教育委員会から「男女共同参画による社会づくりモデル事業」の指定を受け本市の取り組みが始まりました。

平成１３年（２００１年）には、市民公募委員を含む「美濃加茂市男女共同参画推進懇話会」を設置し、本市における諸問題について検討を重ね、平成１５年（２００３年）に「みのかも男女共同参画基本計画」を策定し、市民とともに男女共同参画社会を実現するためのさまざまな事業に取り組んでいます。

平成２２年（２０１０年）３月には「第２次 みのかも男女共同参画推進計画」を策定しました。第２次計画では、数値目標の設定や、ワーク・ライフ・バランスといった新しい要素の取り入れ、事業の進捗状況を公開するなど、計画を効果的に進めるための変更を盛り込みました。

平成２８年（２０１６年）３月には、女性活躍推進計画を「美濃加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略 Caminho」と一体的な計画として策定しました。平成３０年（２０１８年）９月には、市内の商業施設内に、女性活躍支援センターRe:Ola（リオラ）を開設し、女性が立ち寄りやすい形での相談業務や、就業や自己実現のための講座等を行うなど、女性が笑顔でいられる、女性が輝くことのできるまちになるためにみんなで女性を応援しています。

第２章　計画の基本的な考え方

１．計画の位置づけ

この計画は、国の「男女共同参画基本法」（平成１１年法律第７８号）第１４条第３項に基づく「市町村男女共同参画計画」にあたります。また、国や県の「男女共同参画基本計画（第３次）」や、令和２年度から始まる「美濃加茂市第６次総合計画」の基本構想との整合性を図り、既存の各計画（プラン）との連携にも配慮し、「みのかも男女共同参画基本計画」の内容を見直しました。

・本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下 DV 防止法）第２条の３第３項に基づく「市町村推進計画」とします。

DV 対策基本計画　該当施策

（P.22）第４章　計画の目標と施策内容

基本目標②心身の健康を守る　施策２「DV 防止対策」

２．計画の期間

本計画の期間は、令和２～１１年度（１０年間）です。

ただし、社会情勢の変化や、国の法整備や取り組み等に応じ、計画をより効果的に推進するために、５年後を目途に必要に応じて計画の見直しを行います。

３．計画推進における役割分担

男女共同参画社会基本法の第９条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。

また、第１０条では「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。」と定められています。この条文をふまえ、市、市民、地域、事業者の各推進主体が、協働（※１）してこの計画を進めていきます。

（１）市の役割

・総合的な行政分野において男女共同参画の視点から各施策に取り組みます。
・政策方針決定の過程へ女性の参画を促進します。
・学校、保育園では、人権尊重と男女平等の意識を育む教育を充実します。
・市民、地域、事業者への働きかけと支援を行います。

（２）市民の役割

・市民一人ひとりが男女平等、男女共同参画の意識を育み、家庭内での男女の役割分担の見直しをすすめましょう。

（３）地域の役割

・地域での慣習などの見直しを図り、地域におけるさまざまな分野での男女共同参画を推進しましょう。

（４）事業者の役割

・職場社会における女性の地位向上を図り、女性が就労しやすい職場環境づくりをすすめましょう。
・男性も家事や子育て、介護を担うことができるような職場環境づくりをすすめましょう。

※1　協働　…　対等なパートナーシップのもとで、市民・地域・事業者と行政が役割と分担を明確にしながら、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献すること。

４．前計画からの主な変更点（新たに追加・充実した項目）

（１）目指す姿の追加、基本理念、基本目標の変更

美濃加茂市男女共同参画推進委員会にて、改めて基本理念について協議し、第３次計画から目指す姿を追加し、新たな基本理念をもとに計画を進めていくこととしました。また、その計画に基づき基本目標を設定しました。

（２）計画の体系の変更

美濃加茂市第６次総合計画と協調して本計画を進めるために、計画の体系を第２次計画から大きく変更しました。

特に「健康」、「女性活躍」の分野を基本目標に掲げています。

（３）DV 対策基本計画の位置づけ

より一層の計画的な取り組みを行うために、本計画の一部を DV 対策基本計画として位置付けました。

（４）女性活躍支援の推進

男女共同参画社会づくりの中でも、女性の活躍については近年最も重点的に進められている取り組みの一つであり、美濃加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略「Caminho」を基本に、女性活躍支援を推進します。

（５）LGBT、SOGI（※２）等の性の多様性に配慮した視点の取り入れ

体の性によってだけでなく、心の性、好きになる性にも配慮し、より一層の性の多様性に配慮する視点を施策に取り入れます。

※２

LGBT　…　Lesbian（レズビアン/女性同性愛者）、Gay（ゲイ/男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル/両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー/性別越境者）の頭文字をとった単語で、性的少数者の総称のひとつ

SOGI　…　Sexual Orientation and Gender Identity（性的指向と性自認）の頭文字をとった単語で、LGBT を含めて、自分の性の認識と好きになる性がどのような対象なのかという、すべての人の属性を表します。

第３章　美濃加茂市の状況

１．人口等の状況

（１）人口推移

本市の人口は、平成２７年（２０１５年）で５５，３８４人となり、平成２２年に比べ、６５５人（１．１９％）増加しています。

全国の約８０％以上の市町村で人口減少する中、本市の人口は増加となっているものの、平成２２年（２０１０年）以前に比べるとゆるやかな増加率となっています。

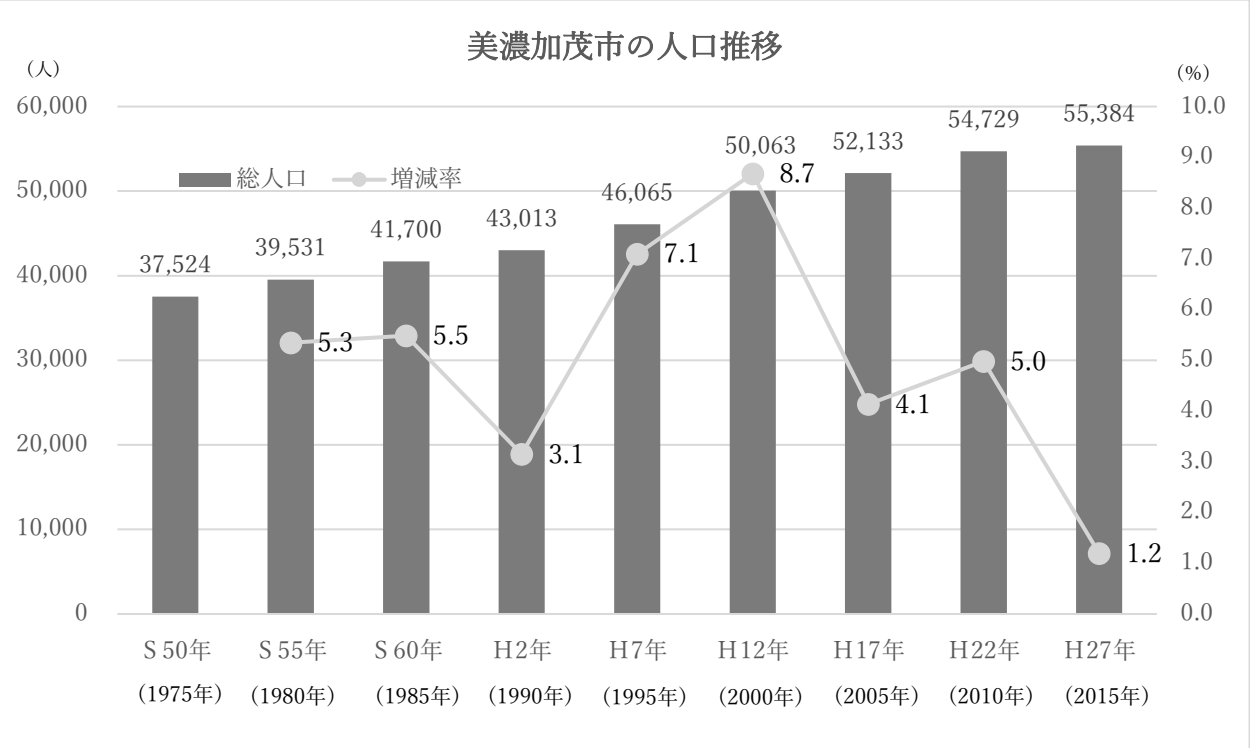

出典：国勢調査

（２）人口ピラミッド

本市の平成２７年（２０１５年）の人口ピラミッドはつぼ型を描いています。

全国的には、１９歳以下の人口が年代ごとに減少が大きくなっていますが、本市では、増減が小さく比較的安定しています。

６５～６９歳のいわゆる「団塊の世代」とその子世代にあたる４０歳～４４歳の年齢層が多くなっているのは他市町の傾向と同様です。

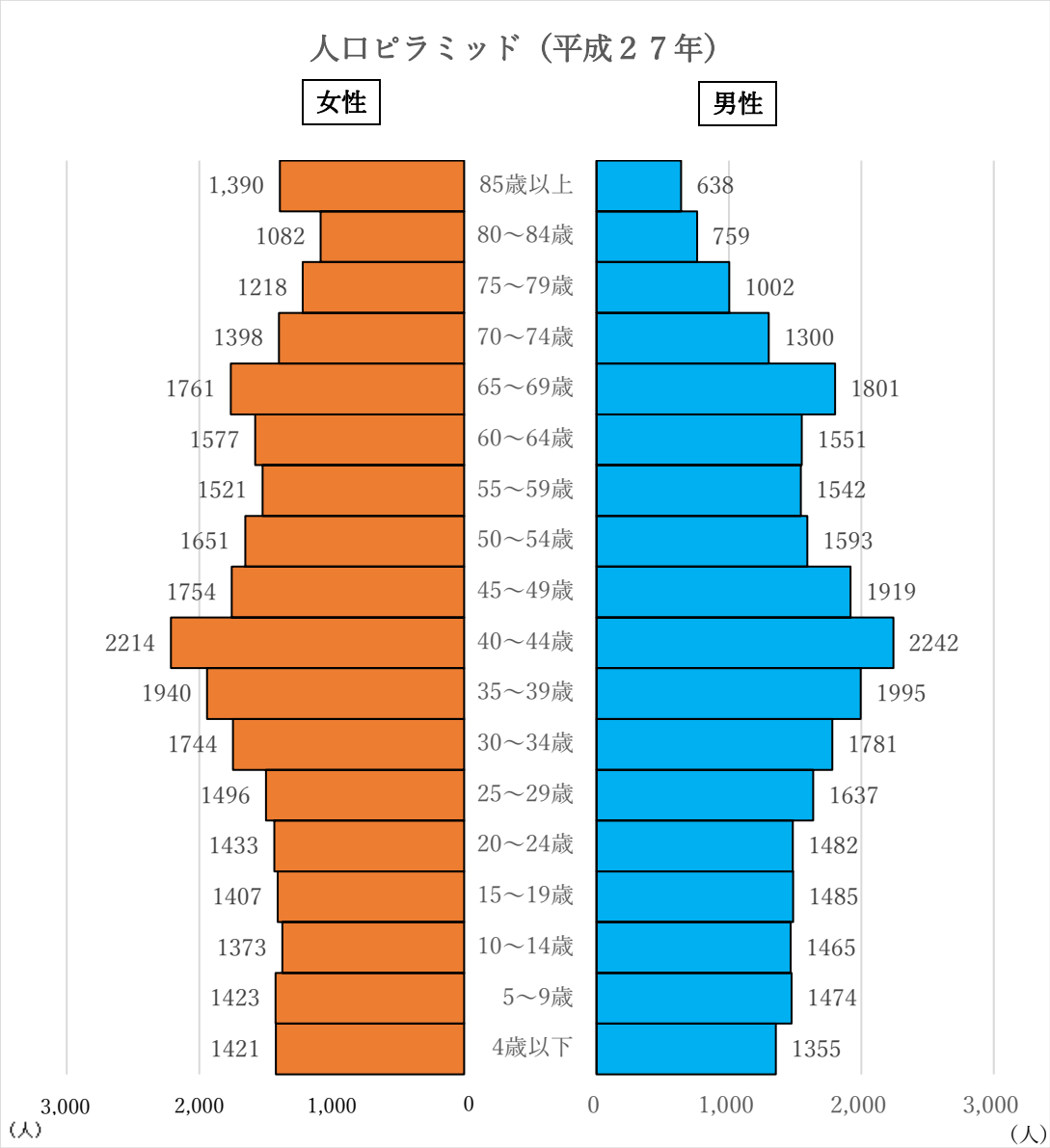

出典：国勢調査

（３）世帯数、人員構成の推移

世帯数は年々増加し、１人世帯の割合は平成２７年（２０１５年）では全体の２６．９％を占めています。また、1 世帯あたりの人数は年々減少し、2．７人となっており、世帯の小規模化がさらに進んでいます。

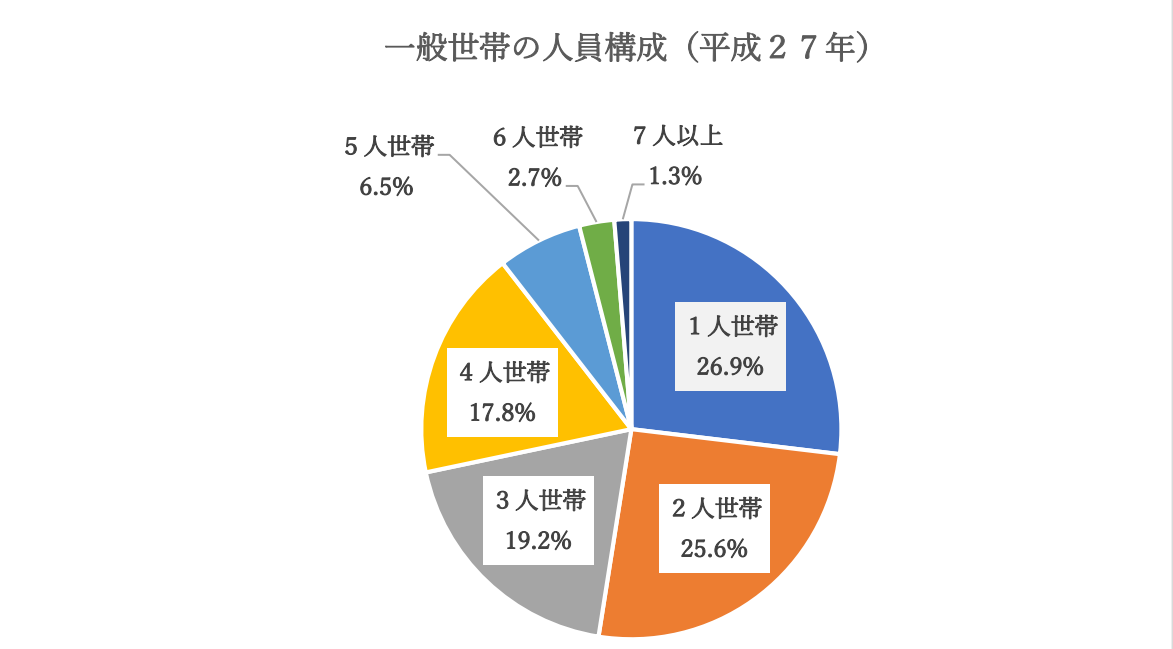

出典：国勢調査

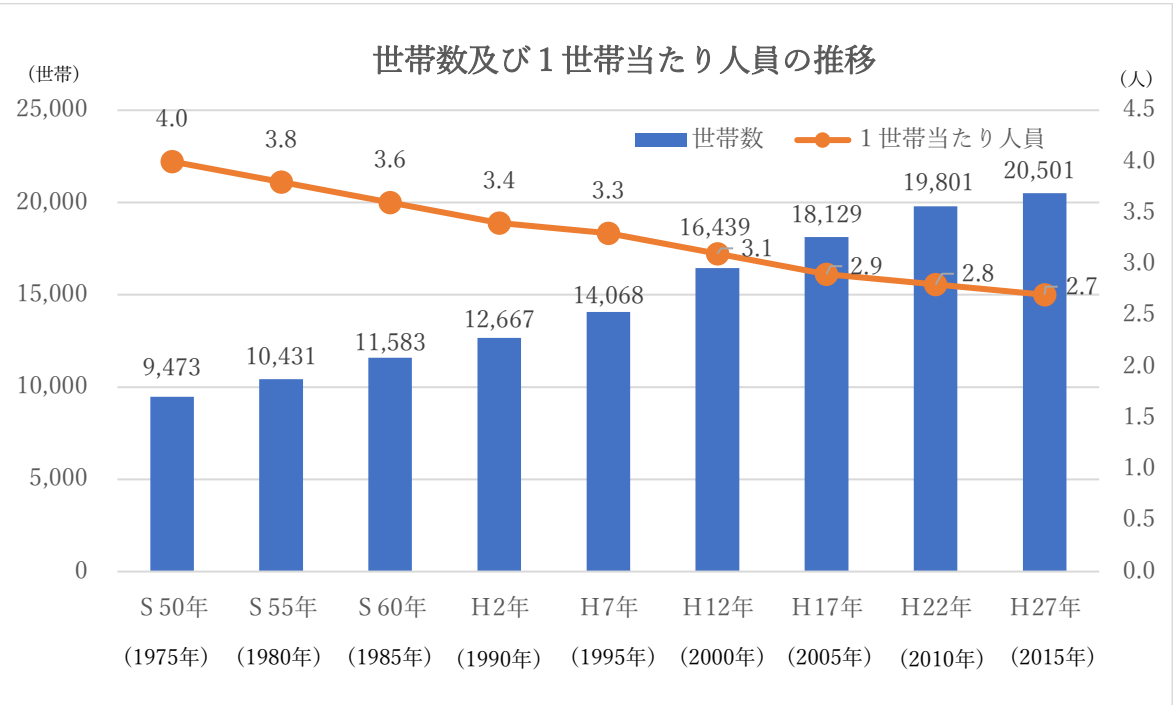

出典：国勢調査

（４）女性労働力

女性の労働力率の推移をみると、労働力率が各年齢層において、約 3～5％程度上昇しており、また結婚・出産の時期に当たる年代に、一旦低下し、育児の落ち着いた時期に上昇するＭ字カーブの底も緩やかになっています。

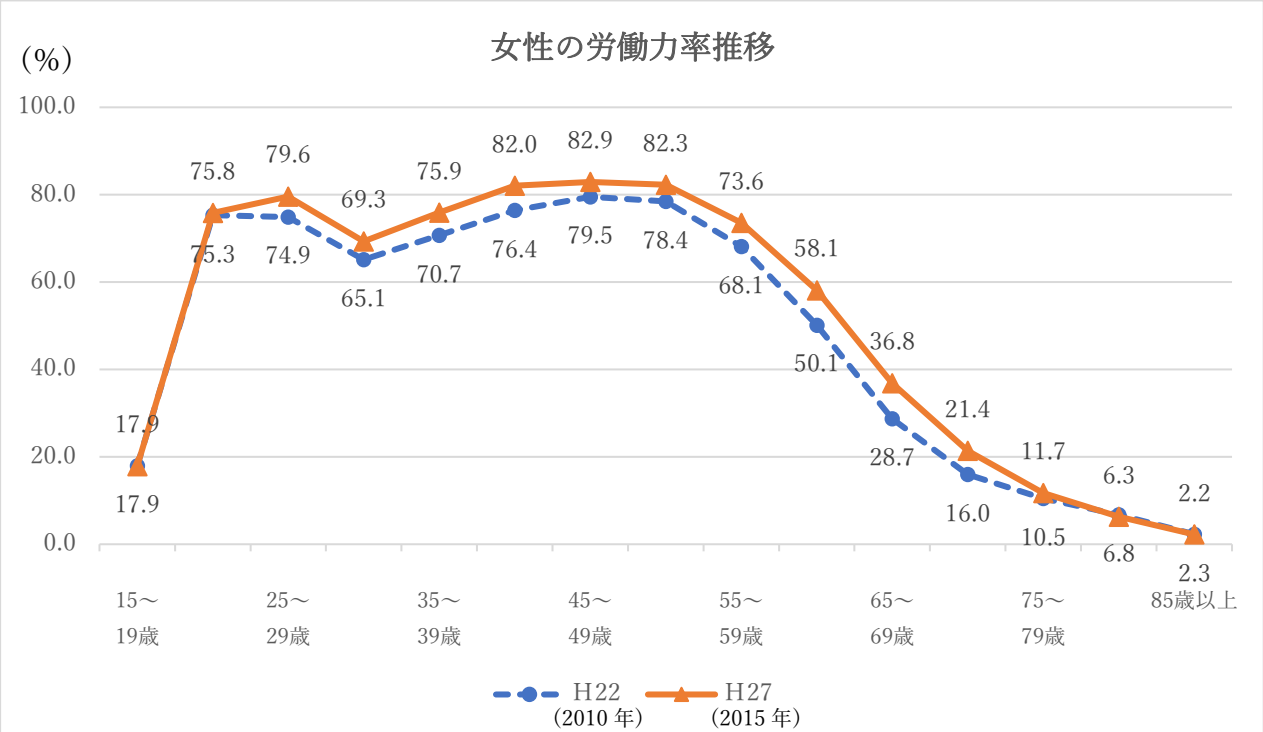

出典：国勢調査

２．市民アンケート調査の結果と課題

第３次みのかも男女共同参画基本計画の策定に向けた基礎資料とするため、市内の住民に対しアンケート調査を実施し、６１２件の回答をいただきました。

アンケート結果について分析を行うとともに、本市における課題について整理いたします。

調査対象：美濃加茂市在住の満１８歳以上の市民
抽出方法：美濃加茂市住民基本台帳から１，５００人を無作為抽出
調査方法：郵送による配布・回収
調査期間：令和元年（２０１９年）６月２６日～７月１２日
回収状況：６１２件（男性２６３件、女性３４５件、無回答４件）
有効回答率:４０．８％

◆年齢構成

年　代	比　率
10 歳代	0.8%
20 歳代	6.0%
30 歳代	12.1%
40 歳代	14.2%
50 歳代	14.5%
60 歳代	20.6%
70 歳代	20.8%
80 歳以上	10.1%
無回答	0.8%

アンケート結果

① 各分野において、男女平等になっていると思うか

「社会全体」「しきたりや慣習」で「男性が優遇」と「どちらかといえば男性が優遇」をあわせた“男性が優遇”の割合が高く、約６割となっています。

また、「学校教育の場」で「男女平等」の割合が、「家庭生活」で「女性が優遇」と「どちらかといえば女性が優遇」をあわせた“女性が優遇”の割合が高くなっています。

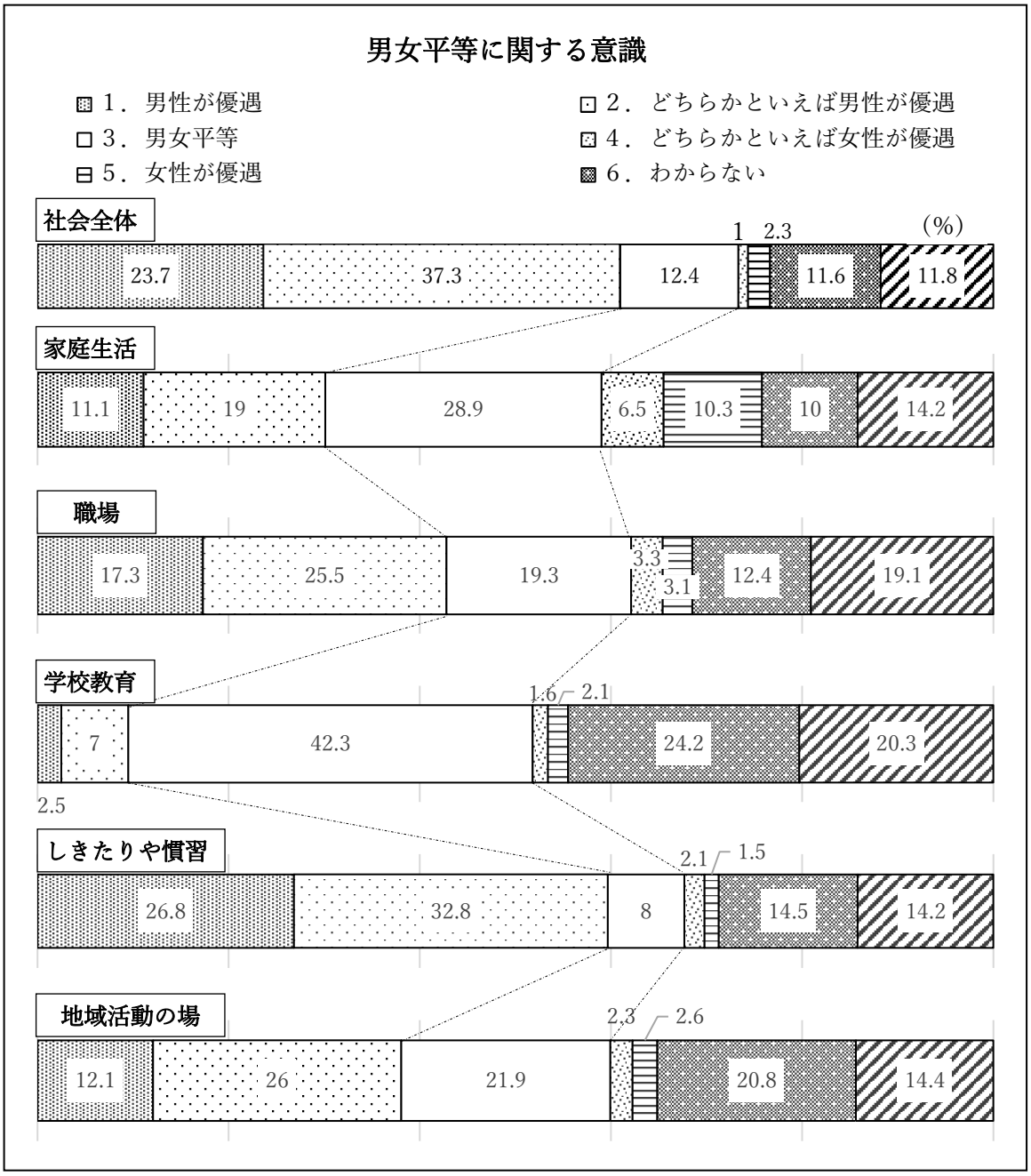

② 女性が仕事を続けていくのに大きな障害となっていると思うことはなにか

女性が仕事を続けていくのに大きな障害となっていると思うことについて、「家事・育児との両立」が２３．６％と最も高く、次に「保育サービスが不足」が１２．０％となっており、子育て支援が必要とされています。

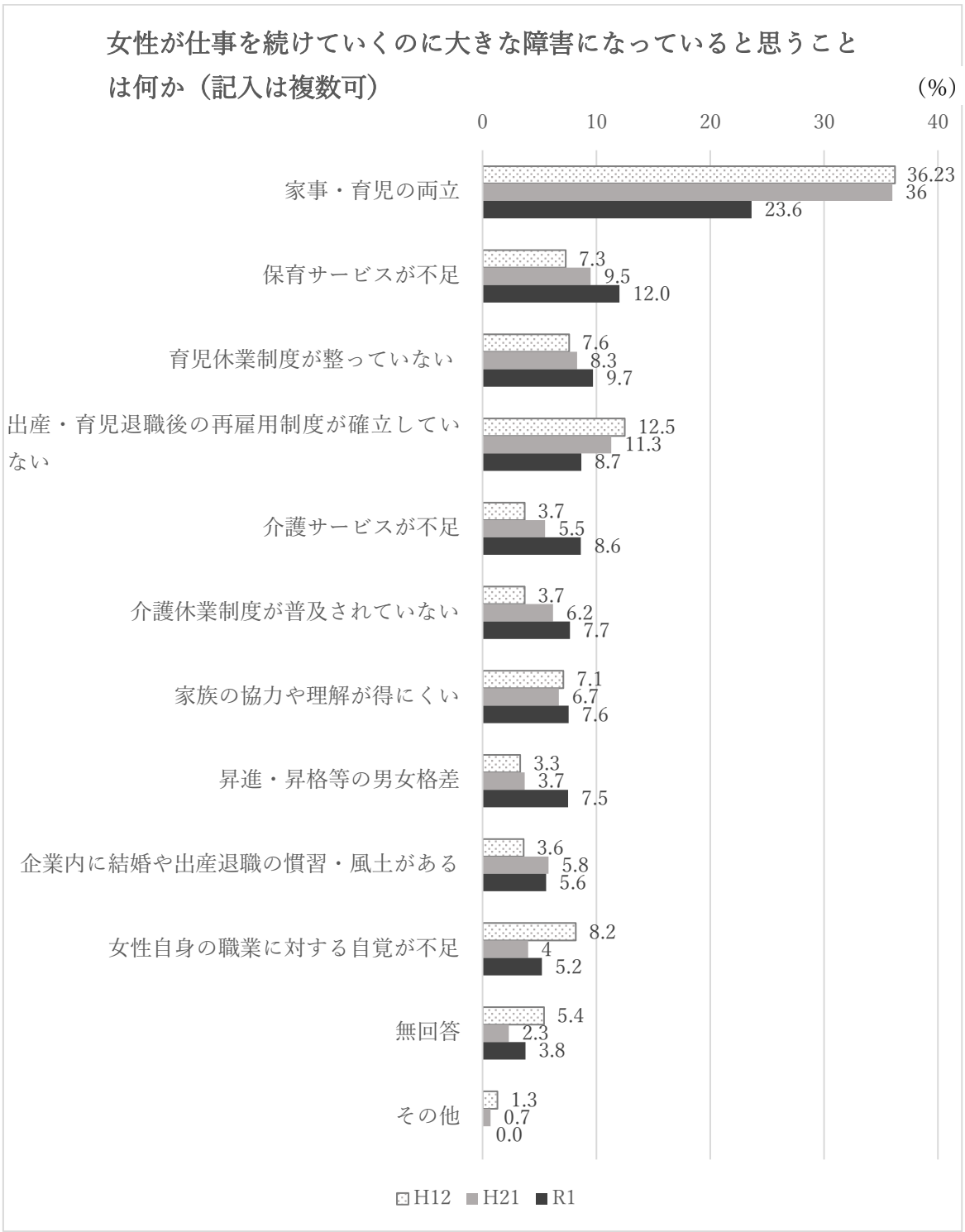

③ 男女共同参画社会を実現するために必要だと思うことはなにか

「保育施設・サービスや介護の充実」の割合が２４．２％と最も高く、次に「法律や制度の見直し」の割合が１５．７％、「女性を政策決定の場に積極的に登用」の割合が１４．１％となっています。

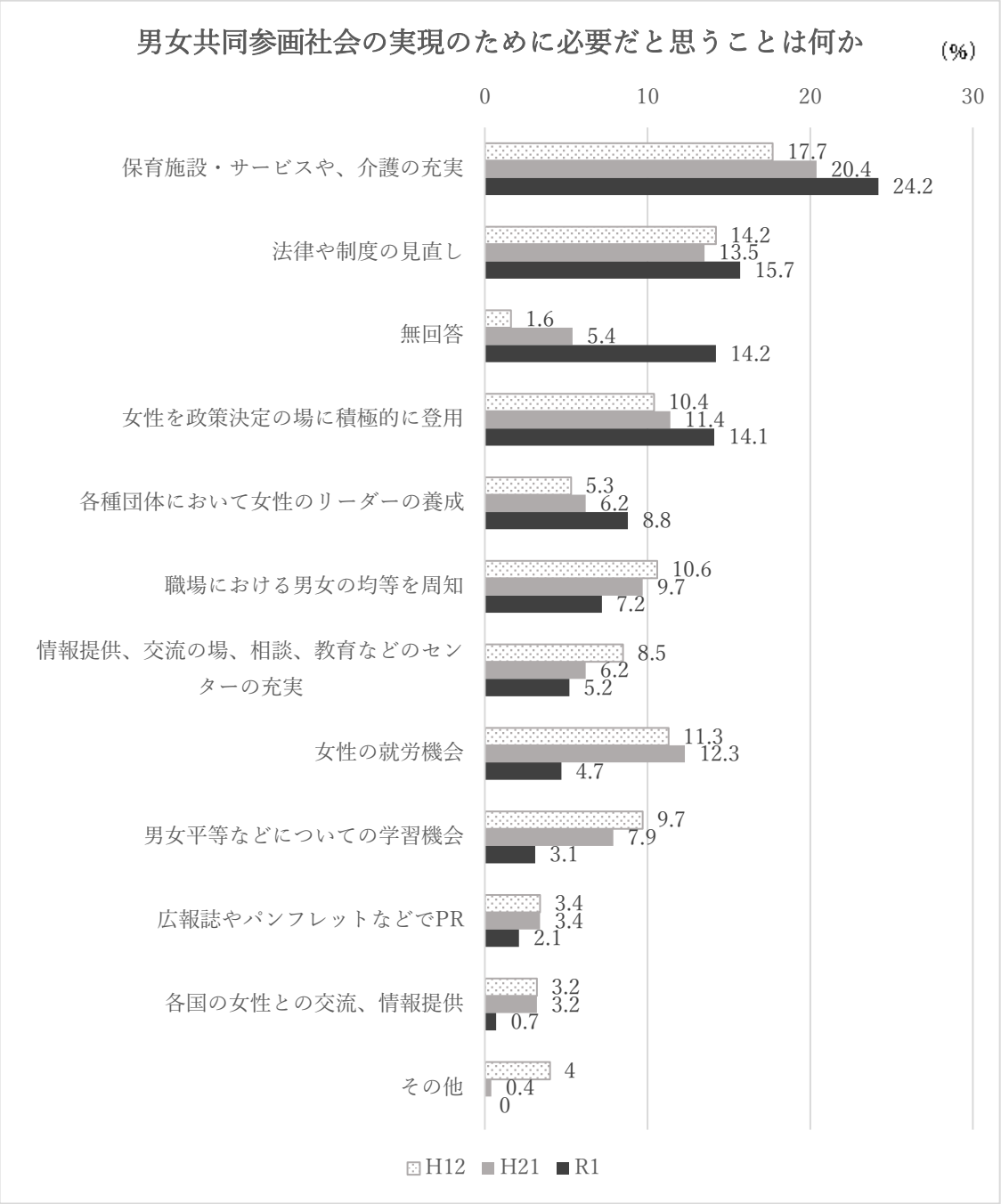

④ 子育てがしやすくなるために必要と思われるものは何か

「経済的な支援の充実」の割合が２９．７％と最も高く、次に「家族や地域の人の理解と支援」の割合が１７．８％、「産休・育休制度の充実」の割合が１５．４％となっています。

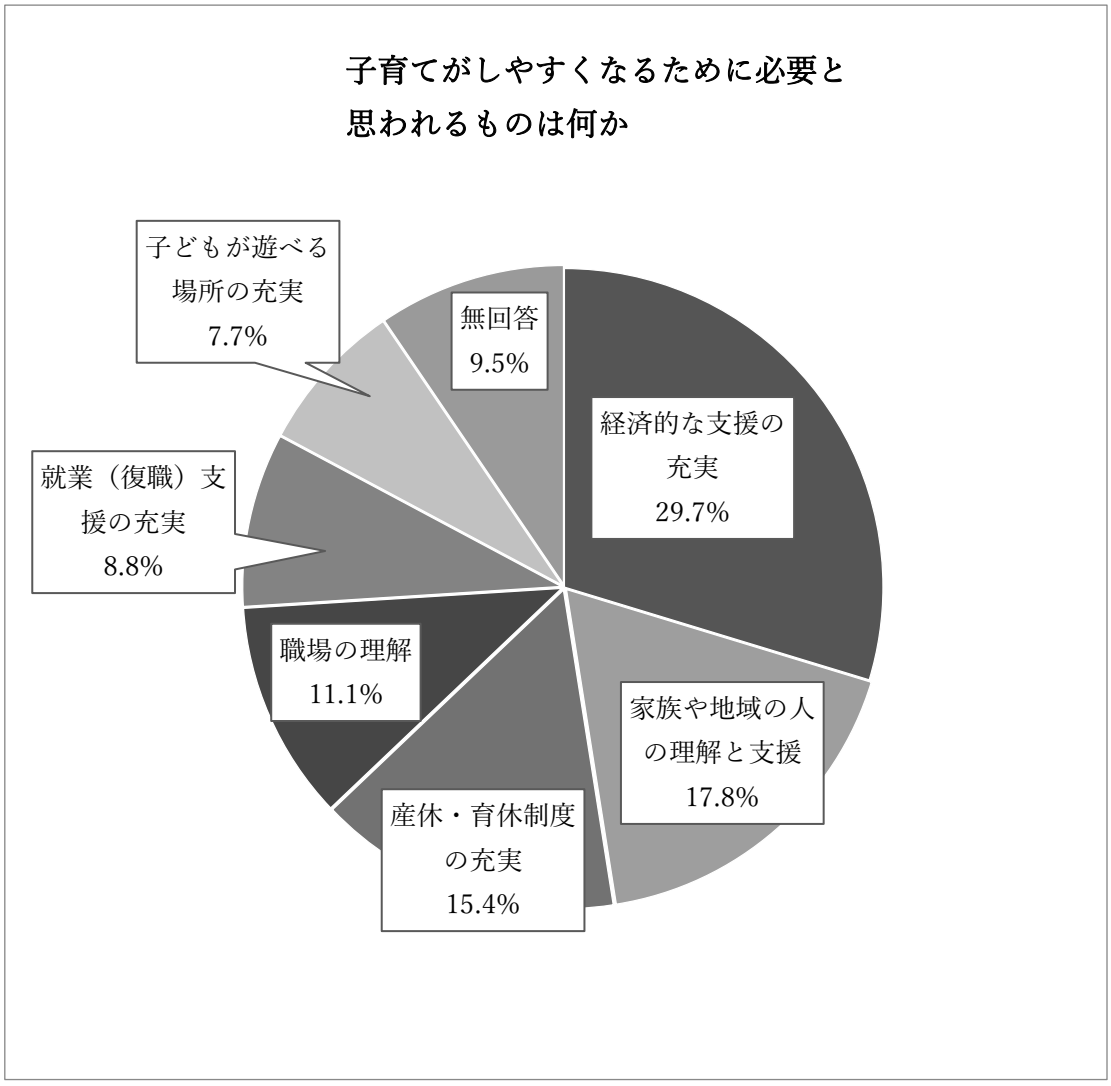

第４章　計画の目標と施策内容

１．計画全体の目標

本市は、「女性」、「男性」という性別で判断することなく、一人ひとりの「個性」を理解し合うことのできるまちを目指しています。

すべての人がお互いに一人の人間として尊重し、理解し合うことで、誰もが心地よく暮らすことのできるまちとなります。また、皆が等しく持つ可能性を、性別に関わらず広げていくことができる男女共同参画社会を目指し、計画を推進していきます。

目指す姿

一人ひとりの個性を理解し合い、みんなが心地よく暮らせるまち

基本理念

相互理解を深め、一人ひとりが自分らしさを発揮できる
可能性豊かな社会を実現する

２．基本目標

①性別によらず、個性や能力が発揮できるまちにするための意識づくり

「女性だから」、「男性だから」という、これまでに形作られた、性別による慣習や決め付けにより、職業の種類や役職、活躍する分野を決め付けることなく、個人として評価され、能力が発揮できるまちをつくります。

そのために、性別による固定的な意識を取り払うとともに、男女共同参画の意識づくりを進めます。

②男女がともに心地よく、健やかに暮らすための支援

性別を原因として悩むことなく、心身ともに、健康に過ごすことのできるまちをつくります。あらゆる暴力を根絶するとともに、DV 被害者への適切なケアと対応、DV を許さない意識づくりを推進します。

また、心の性（性自認）や、好きになる性（性的指向）などの多様性に配慮する視点を持ちます。

③女性の参画の促進、男女が働きやすい環境づくり

女性の能力をあらゆる分野で活かし、男性中心となる傾向のある社会をより活性化させるために女性の参画を促進します。そのために男女ともに働きやすい環境をつくることや、子育て、介護等の支援や、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進め、仕事だけでなく家庭生活や、地域活動、地域行政に誰もが参画できるよう配慮がされる社会を目指します。

３．計画の体系

目指す姿

一人ひとりの個性を理解し合い、みんなが心地よく暮らせるまち

基本理念

相互理解を深め、一人ひとりが自分らしさを発揮できる

可能性豊かな社会を実現する

基本目標

- **① 性別によらず、個性や能力が発揮できるまちにするための意識づくり**
  - 啓発活動の推進
  - あらゆる世代への教育の充実
- **② 誰もが心地よく、健やかに暮らすための支援**
  - 心身の健康を守る
  - DV防止対策の推進
  - 多様性配慮の視点
- **③ 女性の参画の促進、誰もが働きやすい環境づくり**
  - 女性の登用促進
  - 女性の就業支援
  - ワーク・ライフ・バランスの促進

４．目標値一覧

計画の推進状況を客観的、具体的に図る指標として、基本目標ごとに、以下の数値目標を設定しました。

数値目標の一部は、第６次美濃加茂市総合計画の指標及び目標値と共有しています。

番号	基本目標	指標	現状値	目標値
			R１	R11
1	①	地域活動の場での男女が平等であると考える人の割合	21.9%	40.0%
2		女性や若者が夢をかなえられるまちだと感じられる人の割合　☆	20.0%	40.0%
3	②	健康増進に積極的に取り組んでいる人の割合　☆	22.0%	40.0%
4		住みよいまちだと感じる人の割合　☆	72.2%	80.0%
5		ＤＶに関する相談窓口の認知度	-	80.0%
6	③	市の審議会等への女性の登用率	33.5%	40.0%
7		「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人	20.0%	40.0%
8		みのかも女性活躍支援センターでの相談者	-	150 人

☆美濃加茂市第６次総合計画における成果指標と共通の指標

５．施策の内容について

基本目標①性別によらず、個性や能力が発揮できるまちにするための意識づくり

「男性だから」、「女性だから」という、これまでに形作られた性別による慣習や決め付けは根強く残っています。そのような性別による固定的な意識を取り払い、職業の種類や役職、活躍する分野を決め付けることなく、個人として評価され、能力が発揮できるための啓発活動や、教育を充実させます。

施策１．啓発活動の推進

主な取組	内容	担当課
広報みのかもによる啓発	人権尊重の意識や男女共同参画の視点に配慮した広報みのかもを発行し、啓発活動を行います。	秘書広報課 地域振興課
各種メディアを活用した啓発	ホームページ、パンフレットなどあらゆる媒体を活用して情報提供や啓発を行います。	全課
周辺町村と連携した啓発	みのかも定住自立圏の圏域町村と連携、協力して啓発活動を企画、実施します。	地域振興課

施策２．あらゆる世代への教育の充実

主な取組	内容	担当課
「ＦＲＯＭ-０歳プラン２」の推進	「ＦＲＯＭ－０歳プラン２」を基本として、発達の段階に応じた一人ひとりの個性や能力を尊重する教育・保育を推進します。また、男女平等教育の推進を図ります。	こども課 生涯学習課 学校教育課
職員等に対する研修の充実	子どもたちを指導する立場にある人に対する研修を充実し、子どもたちの個性と能力が尊重される教育・保育の推進を目指します。	人事課 こども課 学校教育課 地域振興課
性に関する学習の推進	性に関する指導を充実するために、教職員にとって有効な手引書を用いて、児童生徒の健全育成を図ります。	学校教育課
多様な生涯学習機会の拡充	交流センター、児童館、学校、図書館、文化施設など、さまざまな場所を活用して、年齢、性別にかかわらず学習する機会を拡充します。	生涯学習課 文化振興課
男女共同参画に関する図書の充実	男女共同参画に関する図書、視聴覚資料を収集し、資料の充実に努めます。	生涯学習課

基本目標②男女がともに心地よく、健やかに暮らすための支援

自身の性別を原因として悩むことなく、心身ともに健康に過ごすことのできるまちを目指します。そのために、健康づくりに関する意識の向上などの取り組みや、あらゆる暴力を根絶する意識づくりとともに、DV 被害者への適切なケアと対応を推進します。

また、性別や性自認、好きになる性の多様性や、言語、年齢、子どもの発達状況などの様々な多様性に配慮した取り組みを進めます。

施策１．心身の健康を守る

主な取組	内容	担当課
健康診断等の受診促進	誰もが健康でいられるよう健康診断等に、自主的な参加がしやすい環境をつくります。また、未受診者に対して日程の変更に応じるなど、多様な生活習慣に配慮します。	健康課
健康相談の充実	生涯を健康に過ごすため、栄養指導、健康相談などの事業を推進します。	健康課 高齢福祉課
健康づくりに関する意識の向上	心と体の健康づくりのための健康情報の提供や、健康講座の実施を通して、市民の健康に対する意識を高めます。	健康課 スポーツ振興課
母子保健事業の充実	女性の健康診断の受診を促進するとともに、母子の健康の確保や妊娠期からの健康管理の支援等を充実します。	健康課
子育て世代包括支援センターの運営	育児の孤立化を防ぎ、育児の不安や悩みを解消するため、妊娠中から顔の見える関係を作り、包括的かつ、利用者目線に立った個々に合わせた支援を充実します。	こども課 健康課

施策２．DV 防止対策の推進

主な取組	内容	担当課
DV 未然防止のための広報・啓発	チラシなどを利用した啓発活動を実施し、DV は人権に対する暴力であるという認識を市民に深く浸透させます。	こども課
DV 相談体制の充実	相談しやすい環境と資質の向上に努めるなど、DV を潜在化させないため、相談体制の充実を図ります。	こども課
関係機関との連携による DV 対策	保険・医療・警察・地域との連携を強化し、DV の早期発見と素早い対応に務めます。	こども課
DV 等支援措置の実施	DV 被害者を保護するため、申し出に応じ、住民基本台帳の一部の請求に対する制限措置を速やかに行います。	市民課

施策３．多様性配慮の視点

主な取組	内容	担当課
LGBT、SOGI に配慮した取り組み	性自認、性的指向の多様性について配慮した公文書の策定や、正しい知識の周知に努めます。	地域振興課
多言語での情報提供の充実	さまざまな情報を確実に伝達するために、ポルトガル語版の広報紙、ホームページ、通訳・翻訳業務の充実に努めます。	地域振興課
ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	公共施設の設計の段階から、年齢、性別を問わず多様な市民の視点を取り入れるよう協議します。	総務課 都市計画課 土木課
防災活動における男女共同参画視点の取り組み	女性を含めた自主防災体制の強化を図り、男女が協力して防災活動ができる体制づくりに努めます。	防災安全課
発達支援の推進	児童生徒一人ひとりにあった指導を行い健やかな発達を促すとともに、家庭での関わり方を助言します。	学校教育課 こども課

基本目標③女性の参画促進、男女が働きやすい環境づくり

女性の能力をあらゆる分野で活かすために、管理職や意思決定の場への登用など、女性の参画を促進します。

また、女性が就業するための支援をはじめ、男女ともに働きやすい環境づくりとワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進め、仕事だけでなく家庭生活や、地域活動、地域行政に誰もが参画できるよう配慮がされる社会を目指します。

施策１．女性の登用促進

主な取組	内容	担当課
女性の登用率の向上	各種審議会や策定委員会等へ積極的に公募委員を登用します。また、女性委員登用率が４割になるよう努めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。	全課
地域での女性の参画を促進	地域での集まりや、会合、ＰＴＡ役員などへの女性の登用を促進するため、積極的に働きかけます。	全課
女性人材リストの活用	女性の社会参加を促進するため、人材情報を収集、整理し、女性の登用に活用します。	地域振興課

施策２．女性の就業支援

主な取組	内容	担当課
女性の就労機会に関する情報提供	女性が就労するための相談窓口の紹介など、情報提供を行います。	地域振興課
各種保育サービスの充実	就労環境の違いなどによって多様化しているライフスタイルに配慮し、安心して子育てができるよう、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育などの保育サービスの充実を図ります。	こども課 教育総務課
地域における子育て支援体制の充実	地域子育て支援センターや子育てサロンの充実を図り、保護者の交流を図るとともに、子育て相談の充実を図ります。	健康課 こども課
ひとり親家庭支援の充実	ひとり親（母子・父子家庭）に対する経済的支援や、相談体制を充実し、自立支援を図ります。	こども課
介護サービスの充実と情報提供	介護の負担を社会で支え、軽減する介護保険制度の適正な利用促進に向け、利用方法やサービス内容について、情報を提供します。	高齢福祉課
家族介護者への支援	長寿支援センターの充実を図るとともに、福祉活動の担い手の育成を図り、市民ボランティア活動と公的な福祉サービスが連携して支援します。	高齢福祉課
男性の家事・育児への参画促進	男性を対象とする育児や介護、料理などさまざまな生活技術を習得するための学習機会を設け、男性の家事・育児への参画を促進します。	健康課 こども課
託児サービスに関する情報提供	さまざまな講座や、研修などを開催するにあたり、誰もが参加しやすいように託児の実施や、情報提供を行います。	全課
女性の就職、職場復帰の支援	就労のための個別相談や、実践的なセミナーの開催により、女性が働くための段階的な支援を行うとともに、こどもや家庭生活に対する不安や悩みの解消に向けた支援を行います。	地域振興課
起業しやすい環境の整備	起業や出店などの夢や希望の相談受付、補助制度の説明や提案を行い、自分で仕事を始めたい人を応援します。	産業振興課

施策３．ワーク・ライフ・バランスの促進

主な取組	内容	担当課
市民に向けた働き方の見直しを進めるための意識啓発	ワーク・ライフ・バランスの意識を推進するための啓発を行います。	地域振興課
職員に向けた働き方の見直しを進めるための意識啓発	庁内における、計画的な休暇取得や、育児休業の取得を推進します。	人事課
事業者へ向けた情報提供、制度の周知及び取り組みの支援	事業者に向け、仕事と家庭生活や地域活動、自己実現などの両立がしやすいような職場環境づくりが進むように啓発を行います。	地域振興課
	家族経営が基本となる農業において、家族が経営のパートナーとして位置づけられるよう関係機関と連携して家族経営協定の普及を図ります。	農林課

第５章　計画の推進体制

１．推進体制

庁内を包括的に監督する機関として、「美濃加茂市男女共同参画推進委員会」を設置します。

本計画を推進し、男女共同参画社会の実現を目指すためには、関係各課の主体的な施策の取り組みと、連携が不可欠であるため、庁内の意識の改革や資質の向上に向けた取り組みを行います。

２．進捗管理

庁内関係課は、年度ごとに施策の状況報告を行い、「美濃加茂市男女共同参画推進委員会」を毎年開催し、取り組みの進捗確認や計画の見直しについて協議を行います。

計画の進捗状況について、適宜市民のみなさんに見える形で公開します。

また、市民意識調査を定期的に実施し、市内の男女共同参画の推進状況と、実態の把握に努めます。

３．市民、行政との協働

男女共同参画の担い手である市民一人ひとりの意見を反映するためのアンケート調査や、公募委員の参加などによって、互いに連携し、パートナーシップに基づいて基本計画を推進していきます。